

# 東京国公だより

【電話】 03-3501-6973

【FAX】 03-3500-4391

【Eメール】

[office@tk-kokko.org](mailto:office@tk-kokko.org)

URL : <http://tk-kokko.org/>

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 2016/10/11 16-2



10月6日に「2016司法総行動」Ⅱ国民に開かれた司法、国民の権利を擁護する裁判所の実現を求めて

「迅速・公正な裁判の実現のために、速記官養成の再開と裁判所職員の増員を」（東京国公からの統一要求）

国民の基本的な人権や労働者の権利を守る最後の砦ともいえる裁判所が、JAL解雇事

件での不当判決に見られるように、経営者や国家権力にもねる立場からの判決が目立

ちます。

こうした状況の中、東京地評や全司法東京地連、東京争議団、自由法曹団、全労連等

が事務局団体となって、「国民に開かれ、国民・労働者の権利を擁護する裁判所の実現」をめざして、今年も10月1日終日にわたり「2016司法総行動」が行われました。

が参加し、迅速・公正な裁判の実現のために、速記官養成の再開と裁判所職員の増員を」と強く訴えました。

植松事務局長は「公正で迅速な裁判という点で、裁判所職員の増員は欠かせない。とりわけ速記官の果たす役割は極めて大きい。1997年に速記官養成制度が廃止をされ、それまで全国に配置されていた速記官は825人だったが、2016年4月には195人に激減している。証言の反訳・速記録作成などを民間に委託するのは、高度な個人情報を守る点でも問題が大きい。

**速記官養成再開と裁判所職員の増員を**

この司法総行動には、東京国公も終日参加しました。

最高裁への要請行動では、植松東京国公事務局長が参加

裁判所法六十条の二では『各裁判所に裁判所速記官を置く』と定められているわけではない。にもかかわらず、北海道旭川、新潟、沖縄など12の地区には速記官が配置されていない。これは違法と言っても過言ではない。速記官養成再開と裁判所職員の増員を求める。最高裁にはその立場で、必要な対応を強力に行うことを強く要請する」と訴えました。

この行動では、最高裁の他、地裁高裁、労働委員会や法務省、警視庁にも要請に入りました。

毎年、司法、気象、法務では、業務の拡充と職員の増員を実現するために、国会への請願署名を取り組んでいます。地域や民間の仲間にも強力を願って、すべての請願採択を目指しましょう！（ちなみに、これまで気象事業と人員の拡充署名のみが、一度も採択されていません。今年は全ての採択を目指します）

## 高裁に続き 9月23日に「JALは不当労働行為を行った」と最高裁でも決定！

9月23日最高裁判所から、JALの管財人が行った不当労働行為事件について、JALの上告を棄却・不受理とする決定が出されました。

この事件は、2010年11月16日の労使交渉において、整理解雇に反対し真摯な労使交渉を求めてスト権投票を始めた乗員組合とCCU（キャビンクルーユニオン）に対し、企業再生支援機構のディレクターと管財人代理が、「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は3,500億円の出資はできない」と発言した不当労働行為事件です。

東京都労働委員会、東京地裁、そして昨年6月18日には東京高裁でも「不当労働行為」であるとの判決がだされていましたが、会社（JAL）が最高裁判所に上告をしていました。

しかし、今回の最高裁の決定で、2010年の大晦日に165名を整理解雇する過程で、JALの管財人が行った労働組合への介入行為が「不当労働行為である」ことが確定しました。

## 最高裁決定を受けてJALは、整理解雇問題の交渉を直ちに開始し、165人を職場に戻せ！

判決内容等詳細は後日特集しますが、すぐに詳細を知りたい方は、東京国公のHPを開いていただき、リンク先としてAL原告団がありますので、それをご利用下さい。10月26日はJAL本社前行動です。18:00より